

第一
章
正訓字の
様相

第一節 『古事記』における和化された字義を担う字

一 本来的な字義との不一致について

『古事記』に用いられている正訓字は、基本的に表記される和語の語義が漢字の本来的な字義に意味的に対応する関係にある。しかし、中には、たとえば琴を演奏する意の「控」のように、本来的な字義に意味的に対応していると看做すことがためらわれる字も往々にして見られる。

故天皇坐^ニ筑紫之訶志比宮^一、將レ擊^ニ熊曾國^一之時、天皇控^ニ御琴^一而建内宿祢大臣居^ニ於沙庭^一、請^ニ神之命^一（中略）爾稍取^ニ依其御琴^一而那摩那摩遙控^ニ坐^一

（中巻・仲哀天皇）

仲哀天皇が神託を求める記事に見える「天皇控^ニ御琴^一」「那摩那摩遙控^ニ坐^一」の「控」は、琴を演奏する意に解されている。もっとも、前者の「控」は、「御琴」それ 자체を動作の対象とすることが可能であるから、引き寄せるという解義の余地をも残す。しかしながら、後者の「控」は、「取^ニ依其御琴^一」を受けており、引き寄せる意では解し難い。同一記事中にある二例は、ともに演奏する意と考えられる。

「控」は、後漢の許慎『說文解字』に「引也」、魏の張揖『廣雅』（釈詁）にも「引也」とある。同上の訓詁は、

当是時、冒頓單于兵彊、控弦四十萬騎、數苦北邊。

(『漢書』卷四十三・婁敬伝)

の顔師古注に、「控、引也、謂皆引弓也」とあり、

機不虛掎^一、弦不再控^一

(後漢・班固「西都賦」、『文選』卷一)

の「控」について、李善も『説文解字』を引用して、「控、引也」と注を施す。また、段玉裁『説文解字注』は、「引者開弓也、引申之為凡引レ遠使レ近之称」と、弓を引くという原義が拡大し、引伸義として事物を近付ける意になつたと解している。

叙上のように「控」の本来的な字義を把握するならば、『古事記』の、

口大之尾翼鱸、佐和佐和邇控依騰而^二：

(上巻・大国主神国避の段)

の「控」などは、本来的な字義に沿つた用法といえよう。しかし、漢語では、琴の演奏に「控」を用いた例は検出し難く^(一)、一般に「奏」「撫」「弄」「彈」などで表現される。『古事記』にも、

後更亦幸行吉野^一之時、留其童女之所^レ遇、於其處立大御吳床^一而、坐其御吳床^一、彈御琴^一令^レ舞其嬢子^一

(下巻・雄略天皇)

と「弾御琴^一」の例が存する。この「弾」は、和語「ヒク」の語義が「弾」の本来的な字義に意味的に対応しており、それゆえ正訓字として把握されよう。なお、構文に視点を絞るならば、「控」の類義字である「引」が「琴」を客語とする例として、

雍門子周引^レ琴而鼓^レ之

(『説苑』卷十一・善説)

初、康嘗游于洛西^一、暮宿于華陽亭^一、引^レ琴而彈^一

(『晉書』卷四十九・嵇康伝)

といった例が挙げられる。だが、右の二例の「引」は、下に「鼓レ之」「弾」とあることから、演奏する意でなく、引き寄せる意である。したがつて、当面の「控」との類比はあたらない。このように、和語「ヒク」の語義が漢語「控」の本来的な字義に意味的に対応しない点は、表記法としての位置付けを考える上で、なお問題になると思われる。

右の仲哀天皇の段の「控」を、和語「ヒク」の意味領域全体と漢語「控」の字義との対応関係内に位置させるならば、正訓字として扱われる側面を有する。この場合、正訓字においては、和語の語義と本来的な字義との意味的な対応をその原則としながらも、必ずしも全体的に対応せず、意味領域に齟齬を来すときがあるという見地に立つことになる。他方、語義が字義に対応しない点を斟酌するならば、「控」は、和語の意味を捨象し、その意味に対応する訓みを借りて表記した漢字、すなわち借訓字と位置付けされる可能性も持つであろう。その際、漢字に結合した和語は、借訓字成立のための固定化した和訓と規定される。

しかし、語義と字義との不一致を、正訓字または借訓字の認定の基準のみに帰するならば、両字のいずれにも分類され得る「控」の表記法としての位置付けは、その基準によつて揺れを見せるのではないか。もとより、両字の基準はさらに求められねばならない。だが同時に、本来的な字義から離れた字の成立と展開とを追求する必要もある。その追求は、「控」のような字の表記法としての位置付けに留まらず、正訓字それ自身の性質をも幾分か明らかにするであろう。そして、この性質は、『古事記』の幾つかの用字のありよ

うを解明することに繋絡すると考えられる。

二 和化された字義を担う字の用法

『古事記』の借訓字については、つとに『古事記伝』が「仮字の事」（伝一）で取り上げている。宣長によれば、借訓字の多くが、人名・地名に使用され、また、正訓字とも借訓字とも判断し難い字が少くないという（伝一・四十二葉）。以後の諸注、先行研究も、借訓字に対して相応に注意を払っており、また、かような境界線上にある字の検討も行われつつある。その一例として、潮水の意の「塩」が挙げられよう。「塩」が有する性格と、先に取り上げた「控」のそれとは、通ずる面が多い。以下、「塩」を端緒として、「控」のように本来的な字義に意味的に対応しない用字の持つ性格を窺いたい。

故ニ柱神立ニ天浮橋一而、指^シ下其沼矛^一以画者、塩[。]許々袁々呂々邇[。]画鳴而、引上時、自^ニ其沼矛末^一垂落塩[。]之累積、成レ嶋

（上巻・淤能碁呂嶋の段）

爾八十神謂ニ其菟^一云、汝將レ為者、浴^ニ此海塩[。]、當^ニ風吹^一而伏^ニ高山尾上^一。故其菟從ニ八十神之教^一而伏。爾其塩[。]隨レ乾、其身皮悉風見^ニ吹析^一（上巻・稻羽素菟の段）

右の二つの段に見える「塩」は、海水の意に解されている。ところが、すでに指摘されているように、漢語において、海水の意の「塩」の例は通例でない⁽³⁾。また、稻羽素菟の段の「海塩[。]」も、漢語では海水から得た塩を意味し、本邦でも、

詛時、唯忘ニ角鹿海塩。一、不ニ以為レ詛

(『日本書紀』武烈天皇即位前紀十一月)

の「海塩」は、漢語の意味に適う。しかし、『古事記』では、この段の例も含め、「先行八十神之命以、誨下告浴ニ海塩。一、當レ風伏上」(上巻・稻羽素菟の段)、「其手見ニ昨合ニ而沈ニ潮海塩。二」(上巻・猿田毘古神阿射加の段)のように、いずれも海にある水の意で用いられ、漢語とは異なる意を有する。それゆえであろう、稻羽素菟の段にある「海水」の「塩」を『古事記伝』は借訓字と捉えた(伝十・七葉)。淤能碁呂嶋の段の「塩」についても、山田孝雄『古事記上巻講義一』、『日本思想大系 古事記』が同様に解する。しかし、一方で宣長は、「塩」が海水の意で使用されるに至った理由について言及してもいる。

取ニ其河石ニ含レ塩。而、裹ニ其竹葉ニ令レ詛、如ニ此竹葉青。一、如ニ此竹葉萎ニ而青萎。又如ニ此塩之盈乾ニ而盈乾。一、又如ニ此石之沈ニ而沈臥

(中巻・応神天皇)

秋山下氷壯夫を母親が呪詛する件にある二例の「塩」は、同一の意味を持つ字として理解し難い。『古事記伝』は、「如ニ此塩之盈乾ニ而」の「塩」について、「盈乾は、ウシホ潮ウシボなれば、上の塩とは同物ならざれども、塩も潮の成れる物にて、名も同じければ相通はして潮に取れるなり」(伝三十四・四十四葉)と注を付す。この「塩」は、「盈乾」により、潮水の意を含みつつ、「含レ塩」の固体塩の意をも受けた字であると考えられる。もちろん、ここにおいて、潮水の意の「シホ」と塩の意の「シホ」との親密な関係のみを摘出することはできない。同時に、両者の語義は分化しており、語義の二重性を利用して呪詛が成立するといえよう。その意味で、宣長の解は示唆に富むが、しかし、同形異義の関係にある

二語の、語史的な連関と語義の分化した状態とを同時に斟酌したために、「塩」が潮水の意を担う理由を考えるには、かえつて複雑になつた觀を呈する。「塩も潮の成れるものにて」という発生面の推察は、「名も同じければ」という現象面の考察と、今一度分離してみる必要があろう。

和語「シホ」に関しては、一般に、潮水の意の「シホ」と塩の意の「シホ」とが同一の意味領域内にあつたと推測されている。塩が潮水から成つたものであるという宣長の推測は、その徵証ともなろう。七・八世紀の製塩技術については、採鹹部門では塩浜を利用した採鹹法が成立し、煎熬部門では多数の小型の煎熬土器から塩釜などの大型煎熬用器への移行の時期であつたといふ⁽⁴⁾。当時の製塩には、海水の濃度を高めて得た鹹水を煎熬する過程が想定されるのであり、この過程に鑑みれば、たとえば、枯野の船を焼き、焼け残つた木で琴を作る件にある、

茲船破壊、以焼レ塩。

(下巻・仁徳天皇)

の「塩」などは、鹹水、ないしは潮解性の強い塩と解するのが適當である。

鹹水・潮水の意の「塩」は、塩から鹹水へと連續的な意味を包含する和語「シホ」が、「塩」の字に結合された結果、使用されるに至つたとひとまず考えられる。その転用は、漢字の和語への適用に起因した意味範囲の転換による（亀井孝 “Chinese Borrowings in Prehistoric Japanese”, 吉川弘文館。「古事記はよめるか——散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題——」）。これと同様の経緯は、先掲の「控」にも窺うことができよう。ただし、

「控」が、事物をひき寄せる、弓を引く、といった意から琴を演奏する意まで同一の意味領域内にあつた和語「ヒク」との結合によつて、琴を演奏する意を担つたという経緯は、一つの想定に留まる。上代における琴の演奏の具体的な動作について明らかにし難いもの、手を手前に引く動作、ないし指で弦を引く動作を伴つていた可能性も勘案する必要がある。そうであつた場合、「ヒク」の語義が分化していく段階においても、琴を演奏する意の「ヒク」と「控」との結合があり得たであろう。だが、いざれにせよ、「控」の意味範囲に転換があつたことに変わりはない。それゆえ、「控」「塩」は、「白丹寸手」（上巻・天石屋戸の段）、「末押糜魚簀」（下巻・清寧天皇）などの借訓字とは一線を画すべき性質を持つ。にもかかわらず、これらの字から借訓的な性格を依然として拭い得ないのは、表記される和語の語義と本来的な字義とが意味的に対応しないからに他ならない。しかし、この性格は、和語で理解される意味のみでなく、その意味に対応する訓みをも漢字に表記しようとする際に伴わねばならぬ性格であつた。

正訓字を用いるにあたり、直接的に求められた漢字の多くは、和訓を伴う漢字、すなわち字訓字であつたろう。本来的な字義は、和訓がそれに結合するという対応関係内で字訓字の一属性に留まる。他方、和訓もまた同様に字訓字の一属性として規定されよう。だが、字訓字が正訓字に転用されるとき、表記される和語が字訓字に結合するという新たな対応関係において、和訓は表記される和語ともなる。和語の語義の抽出がなされるとすれば、新たな対応関係においてであるが、抽出の追求は、本来的な字義に対する理解のあり方に

大きく左右されかねない。つまり、琴を演奏する意の「控」や鹹水・潮水の意の「塩」といった表記の成立の基盤には、本来的な字義よりも表記される和語の訓みに対応する字訓へ向かおうとする表記意識があつたのではなかろうか。そこには、表記される和語と字訓字における和訓との同一視があつたと考えられる。

上述のような過程を経て成つた字の実際の用法を瞥見するならば、かかる字の使用が必ずしも『古事記』のみに留まらない点にまず目が向けられる。鹹水・潮水の意の「塩」は、『万葉集』の他に『出雲風土記』などにも例が存しております、慣用化していたと推測される（白藤禮幸氏「字訓研究の一試論」、『松村明教授還暦記念 国語学と国語史』）。琴を演奏する意の「控」も、『万葉集』に、

……歌人と 我を召すらめや 箫吹きと 我を召すらめや 琴引と 我を召すらめや
……
と、琴の演奏者「コトヒキ」が「琴引」と表記される。これは、『古事記』の「控」に通ずると見てよい。

また、これらの字の使用に関連して注意すべきは、『日本書紀』の表記法であろう。この書に見られる「控」「塩」は、その表している意味が本来的な字義に適つており、そして、琴の演奏の行為や潮水を表記するのに、おおむね、本来的な字義に沿つた漢字を用いる。琴の演奏については、

則命ニ武内宿祢ニ令レ撫レ琴

（神功皇后撰政前紀三月）

と「撫」が用いられている。潮水の意についても同然であり、「潮」の字で表記される。

だが、「自_ニ其沼矛末_一垂落塙之累積、成レ嶋」（上巻・淤能碁呂嶋の段）の対応記事、

其矛峰滴瀝之潮凝成ニ一嶋

（神代上・本文）

の「潮」などは、海からの水の意であり、本来的な字義からやや外れた意を担う。「潮」は、『説文解字』に、「水朝_ニ宗于海」也」、原本系『玉篇』佚文にも「達驕反。水朝_ニ宗于海」（図書寮本『類聚名義抄』。馬渓和夫氏「玉篇佚文補正」-293、「東京文理科大学国語国文学会紀要」第三号）と、海に水の集まり注ぐ意があり、また、海水の干満の現象をも意味する。下つて、北宋の陳彭年らが編した『廣韻』に「潮水」とあるが、かような義としては早く、

呼吸万里、吐_ト納靈潮。

憩レ榭面ニ曲汎_一、臨レ流対ニ廻潮。

（晉・郭璞「江賦」、『文選』卷十二）

（宋・謝惠連「泛レ湖帰出ニ樓中一翫レ月一首」、『文選』卷二十二）などの例が挙げられる。だが、これらの「潮」は、波や流れのある湖海・河川の水の意であり、矛に付着した海水を指す「潮」は、漢語として一般的でない。

『日本書紀』に見られる、おおむね漢語に則った表記法には、正格の漢文への述作者の志向が関係する。「塙」と「潮」の書き分けなどは、その志向に基づくであろう。そこには、和語で理解される意味を漢字に表記しつつ述作する姿勢が窺える。⁽⁵⁾だが、実際には、和語の訓みを介在させてその意味を表記した場合も少なくなかつたと推察される。⁽⁶⁾その表

記の態度は、正訓字を使用する態度と異なるところがない。海からの水の意を「潮」の字で表記した背景には、右のような事情があつたと見てよからう。

三 狹義の正訓字と看做すべき字

付された和訓を契機にして漢語にない字義を担うに至った漢字は、字訓が表記される和語の訓みに引き寄せられるという成立的側面を持つ。『古事記』では、琴を演奏する意の「控」、鹹水・潮水の意の「塩」が、かような字として位置付けられる。一方、これらの字には、本来的な字義に意味的に対応する用法もある。^(一) 両者はともに借訓字と対となるところの正訓字として一括される。そして、その下位に、後者を狭義の正訓字、前者を和化された字義を担う字として分類してみると、たとえば黄泉国の段の「瀬」のような字を解釈するための一助になると考えられる。

汝如レ助レ吾、於ニ葦原中國ニ所レ有宇都志伎青人草之落ニ苦瀬。而、患惣時可レ助

(上巻・黄泉国の段)

伊耶那岐命が桃の実に向かつて発した言葉にある「落ニ_{タルシキセ}苦瀬」については、『古事記伝』以来、苦しい目にあつて、と解釈され「瀬」は、境遇・場所・時の意と解されてきた。しかし、漢語の「瀬」には、水流の意は認められるものの、境遇・場所・時の意の「瀬」は通例でなく、『古事記』以外の、上代の漢文体の文献にも微し難い。一方、和語「セ」

も、記紀歌謡、『万葉集』などの歌の例では、もっぱら浅瀬、急流の意で使用されている。ただし、『万葉集』には、次のように、水流の意の「セ」が、状況・時の意をも表す場合がある。

水隠りに息づきあまり早川の瀬には立つとも人に言はめやも
鴨川の後瀬静けく後も逢はむ妹には我は今ならずとも

(卷十一・二四三一、柿本人麻呂歌集)

一〇瀬には千度障らひ行く水の後にも逢はむ今にあらずとも(卷四・六九九、大伴像見)譬喻歌に分類されている「水隠りに」の歌では、「息づきあまり」から推測される、外的な要因による生理作用(『時代別国語大辞典 上代編』、「つく」の項)、および「言はめやも」の内容の不明示が、第三・第四句を比喩として浮き立たせもしよう。その比喩の内容については、従来、「おもひの切にしてたへがたきにたとふ」(『萬葉代匠記』初稿本)、「急流の瀬の如くたぎる心」(『萬葉集古義』)と、抑圧しきれないほどに昂った感情の状態とされてきた。近時では、「立つ」に、位置する、現れる、の意を認め、「危険な状態に置かれることがあつても、母親などに責められることをいうか」(『日本古典文学全集 萬葉集二』、「二人の仲が現われそうになつた時を譬えた」)(『新潮日本古典集成 萬葉集二』)のように、男女の親密な関係に対する周囲の目に焦点が当たられる。いずれの解にせよ、これらの比喩は、「早川の瀬」の景としての提示の上に成り立つており、「セ」そのものに状況・時の意が存するのでない。

第二・第三例は複合語の例である。「鴨川の」の歌の「後瀬」もまた、状況・時の意を自立的に表していない。第三句を起こす序、「鴨川の後瀬静けく」は、それ 자체として、景が提出されるのみである。「後瀬」は下流の意。「ノチ」は一般に時間的順序を表す。しかし、この歌の場合、序の内部にあつては、「鴨川の」が「後瀬」に空間的に呼応し、かつ「静けく」が「後瀬」の状態でもあることから、まずは下流の意と解し得よう。下三句「後も逢はむ妹には今は今ならずとも」は、将来への期待感の表明である。そこから、「後瀬」が時間性を包含するという理解も導き出せようが、それはあくまでも、歌全体の表現内容から導き出されたものであり、「鴨川の」「静けく」によつて規定される下流の意を踏まえた理解である。「一瀬には」の歌の上三句もまた、「後にも逢はむ」を起こす序と考えられ、下二句の内容に繋絡させつゝも、序としては景の表現に留まる。上三句が比喩の意をも持つとすれば、それは下二句に見出せる未来への志向と連関する形においてであり、その比喩の流れの中で、「一瀬」に一時の状況の意を付与する。

『万葉集』では、状況・時を表す「セ」は、複合語の例も含め、いづれも喻や、序から導き出される心情表現といった形で表されており、そこに川の流れの意を伴う。上代においては、状況・時を意味する「セ」は、萌芽として認められはしても、いまだ自立して使用される段階には至っていないと推察される。

黄泉国^{カシタカ}の段の「瀬」について、『古事記伝』は、「瀬は歌に嬉勢^{ウレシキセ}・哀勢^{カナシキセ}・恋勢^{コヒシキセ}・逢勢^{アツセ}・如是有勢など賦^{ヨブ}これなり」（伝六・二十四葉）と注を施す。しかし、「嬉しき瀬」など

の表現は、上代の歌には例を見出し難い。これらの表現の使用は、『後撰和歌集』、『古今和歌六帖』にまで下る。

筑紫なるおほかた川のおほかたは我ひとりのみ渡るうき瀬か

（『古今和歌六帖』卷三・川）

天の川恋しき瀬にぞ渡りぬるたぎつ涙に袖は濡れつつ

（『後撰和歌集』秋上・二四五、よみ人しらず）

「筑紫なる」の歌の上二句は、第三句を起こす同音の序としての機能をも担う。心情の表白を中心とした下三句の表現において、「セ」は、「うき」と相俟つて、状況・時の意を担う。かたや、「うき瀬」を修飾する「渡る」、および上二句で表現される景との有縁的関係により、「セ」は川の流れの意をも含む。この歌では、「セ」の有する状況・時の意の自立の程度は、先掲「鴨川の」の歌（『万葉集』卷十一・一二四三二）で用いられる「セ」のそれとさして変わらない。つづく「天の川」の歌は、初句から即座に連想される牽牛・織女によつて、下二句「たぎつ涙に袖は濡れつつ」の主体が牽牛であると察知される。また、下二句の内容は、川を渡る機会の少なさをも示唆する。「セ」は川の流れの意を表しつつも、年に一度牽牛の渡る「天の川」、そして修飾語「恋しき」が、「セ」の状況性・時間性を強めよう。

右の「天の川」の歌の「セ」は、「筑紫なる」の歌の「セ」に比して、状況・時の意がより自立的に表現されており、川の流れの意を組み入れずとも歌の理解が成り立つ。そこ

から、平安時代の初期には、懸詞と捉え得るほどに「セ」 자체が状況・時の意を担つていたと推測される。この自立性が強まつた場合、

天の川流れて恋ひばくもぞあるあはれと思ふ瀬に早く見む

(『後撰和歌集』秋上・二三三、よみ人しらず)
のように、川の流れの意は、「天の川流れて」と関わる形でのみ表出され、状況・時の意が前面に押し出されるようになる。とはいってもなお、「セ」が水流の意を保持している点は、歌の表現としての用法を考慮する上で留意すべきであろう。

転じて、散文において、状況・時の意の「セ」が川の流れの意を媒介させずに用いられるようになるのは、『源氏物語』あたりからである。

いとかくうき身のほどの定まらぬ、ありしながらの身にて、かかる御心ばへを見ましかば、あるまじき我が頼みにて、見直したまふ後瀬をも思ひたまへ慰めましを……

(帯木)

何ごともいとかうな思し入れそ。さりともけしうはおはせじ。いかなりとも必ず
逢ふ瀬あなれば、対面はありなむ

(葵)

「帯木」の例は、源氏が空蝉と契りを交わした翌朝、恨み言を述べる源氏に対する空蝉の返答の一部、「葵」の例は、物怪に苦しめられる葵の上への源氏の慰藉の言葉である。「後瀬」「逢ふ瀬」といった表現には、川の流れの意を想定させる要素を見出せず、「セ」が直接に状況・時を意味する。しかし、「セ」の持つ状況・時の意が、二代集の時代に、

その自立性を獲得した経緯を考慮するならば、『源氏物語』の「セ」の用法は、本来的に自立した用法として把握し得ないであろう。小町谷照彦氏は、歌に類型的な発想や表現が、作品の方法や文体として『源氏物語』に定着した、と指摘しておられる（『源氏物語の歌ことば表現』三〇頁）。「セ」についても、同様の理解を求めることが可能ではあるまい。すなわち、この物語において、状況・時を直接に意味するに至った背景として、「セ」が歌の表現として規範化し、そこに包含されていた状況・時の意が抽出されたという経緯が想定される。してみれば、『古事記』の「苦瀬」は、その構成の面で、「恋しき瀬」「逢ふ瀬」に通じはするものの、慣用表現といえるほどに熟していた歌の表現が散文に取り入れられた結果生じた用法を、「苦瀬」の解釈に直接に適用することはできない。

従来の解釈に従うならば、この「瀬」は和化された字義を担う字として位置付けられよう。だが、如上の「セ」の語史的な展開に鑑みて、まずは狭義の正訓字と捉え、川の流れの意に解するのが穩当である。「苦」は、下の「患惱時」と呼応しつつ、川の流れに落ちる者の肉体的・精神的苦痛として「瀬」を限定する。「落ニ苦瀬」の持つ比喩、ないし説話としての機能を求めるのであれば、それは和語の語義や漢字の理解ではなく、文脈の理解に帰すべきであろう。⁽⁹⁾

表記される和語の語義と本来的な字義との齟齬は、鹹水・潮水の意の「塩」において際立っている。しかし、その程度は相対的であり、中には、両者が部分的に重複する字も見出される。

吾与レ汝競欲レ計ニ族之多少。故汝者隨ニ其族在ニ悉率來、自ニ此嶋ニ至ニ三千氣多前ニ皆列伏渡。爾吾踏ニ其上ニ、走乍讀度。
(上巻・稻羽素菟の段)

稻羽の素菟がワニを勧誘する言葉の中にある「読」は、一般に「ヨム」と訓まれている。『古事記伝』は「讀は數計なり」(伝十・九葉)と数える意を指摘するに留まるが、近時の注では、发声の意をも含める(西郷信綱氏『古事記注釈』、『新潮日本古典集成 古事記』)。菟が一列に並んだワニを踏み、族の多少を比較しようとする内容からも、声に出して数える意で解するのが自然であると考えられる。

数える意の「ヨム」は、『万葉集』にも、

春花のうつろふまでに相見ねば月日余美ヨミつづ妹待つらむぞ
(卷十七・三九八二・大伴家持)

……大舟の ゆくらゆくらに 思ひつつ 我が寝る夜らを 読ヨミもあへむかも

(卷十三・三二七四)

などの例が存する。「我が寝る夜らを 読ヨミもあへむかも」の歌については、同じ巻十三に類句「……大舟の ゆくらゆくらに 思ひつつ 我が寝る夜らは 数ヨミもあへぬかも」(三二九)があり、「ヨム」を表記するのに「読」「数」が用いられている。右の一例の「ヨ

ム」も、声に出して数える意（『日本古典文学全集 萬葉集三』）に解すべきであろう。「ヨム」行為の対象は、月日や夜といった時間的単位が多い。だが、それ以外に、

時守の打ち鳴す鼓数なみれば時にはなりぬ逢はなくもあやし　　（卷十一・二六四一）

伏越ゆ行かましものをまもらふにうち濡らさえぬ波不数ヨメタスして　　（卷七・一三八七）

のよう、鼓の音や波の数を数える例もある。「伏越ゆ」の歌は、譬喻歌に分類され、結句は、「十分に注意していなくて」（窪田空穂『萬葉集評釈』）とも、「浪の様子をよく調べないで」（澤瀉久孝『萬葉集注釈』）とも解される。いずれも数える意に基づく解と把握してよからう。これらの例より、数える意の「ヨム」には、発声や対象への認識を伴う場合もあつたと看取される。⁽¹⁰⁾一方、漢語の「読」は、『説文解字』に「誦レ書也」⁽¹¹⁾、『廣雅』（釈詁）に「説也」とある。また、

今計ニ物之数^ニ、不レ止ニ於万^ニ、而期曰ニ万物^ニ者、以ニ数之多者ニ号而讀レ之也

（『莊子』則陽篇 第二十五）

の「読」について、唐の陸徳明『經典釈文』（卷二十八）は、「李云、讀、猶レ語也」と李頤の注を載せる。漢語では、「讀」に内容の把握を伴つた発語行為の意は認められるものの、数える意の例は、通常では検出し難い。『古事記』の「讀」もまた、和語「ヨム」を契機として成つた字であると推察される。だが、この場合、和語の語義と本来的な字義とは、両者ともに発語行為を含む点において共通の意味領域を持つ。

和語の語義と本来的な字義との結合の度合いがより大きな例としては、

爾著ニ其御刀前ニ之血、走^ニ就湯津石村^ニ、所レ成神名、石析神、次根析神、次石箇神、

三神

(上卷・伊耶那美命御石隱の段)

の「走」が挙げられる。この「走」は多く、飛び散る意に解されている。漢語においても、

当今之時世闇甚矣、人主有下能明ニ其徳一者上、天下之士、其帰レ之也、若^ニ蟬之走^ニ明火^ニ也

(『呂氏春秋』卷二十一・期賢)

の「走」などは、飛翔する存在に対して使用されており、その点、『古事記』の「走」に通ずる。ただし、『呂氏春秋』の高誘注には「走、趨也」とあり、この「走」は、対象に向かつて疾くおもむく意に解されよう。『古事記』の「走」は、『呂氏春秋』の「走」と微妙に異なる。一方、『万葉集』の、

我が袖にあられ手^ク走^{ハシル}巻き隠し消たずてあらむ妹が見むため

(卷十・二三二二、柿本人麻呂歌集)

の「タバシリ」には、『日本古典文学全集 萬葉集三』の指摘するように、「ハシル」に、下から上に飛び上がる、はね返る、の意が認められる。和語「ハシル」は、動作の勢いの良さ、早さ、激しさなどに意味の重点が置かれた語であると考えられ（井手至氏「萬葉語イハバシリ・ハシリヰ・ハシリデ」、「萬葉」第三十二号）、その意味は『古事記』の例にもあてはまる。「走^ニ就湯津石村^ニ」の「走」の意味は、漢語「走」ではなく、和語「ハシル」に帰すべきものと案ぜられる。

「塙」に際立つた和語の語義と本来的な字義との齟齬は、「読」ではなお認められるもの、「走」においてはさほど目立たなくなる。この相対性は、狭義の正訓字と和化された字義を担う字との明確な区別を困難にする。そこから、両者の用法を同一視する理解も成立するであろう。だが、「古事記」では、和化された字義を担う字が、一方で狭義の正訓字としての用法を有する場合もある、という点を見落とすことはできない。この現象は、「古事記」の用字の成立を窺い、さらに、文脈に即した解釈を可能にするための指標ともなり得る。

於レ是、伏ニ隱河辺ニ之兵、彼廂是廂一時共興、矢刺而流。故到ニ訶和羅之前ニ而沈入。
故以レ鉤探ニ其沈処ニ者、繫ニ其衣中甲ニ而訶和羅鳴。故号ニ其地ニ謂ニ訶和羅前ニ。爾
掛出其骨。之時、弟王歌曰（中略）故其大山守之命之骨者葬ニ于那良山也

（中卷・応神天皇）

此天皇求ニ其父王市辺王之御骨。之時、在ニ淡海国ニ賤姫参出自白、王子御骨所レ埋者、專
吾能知、亦以ニ其御歯ニ可レ知。爾起レ民掘レ土求ニ其御骨。即獲ニ其御骨ニ而於ニ其蚊
屋野之東山ニ作ニ御陵ニ葬、以ニ韓岱之子等ニ令レ守ニ其御陵。然後、持ト上其御骨也

（下巻・顯宗天皇）

応神天皇の段の例文は、大山守命が宇遲能和紀郎子の軍に殺害される様子を、顯宗天皇の段の例文は、市辺王の子、顯宗天皇が父の遺体を探索し、改葬するまでの経緯を記したものである。「古事記伝」は、右の記事に見える「骨」を「カバネ」と訓み、屍の意に通

するとした（伝三十三・六十六葉、伝四十三・五十二葉）。⁽¹²⁾以後の注も、倉野憲司『古事記全註釈』、『日本思想大系 古事記』などが、一様に屍の意に解する。確かに、応神天皇の段の記事に見える二例の「骨」は、遺骨の意に解し難い。遺骨の意とした場合、川に沈んだ大山守命が白骨化するまでの時間を、記事内容に合理的に組み込めないのであろう。これら二例の「骨」は、いまだ白骨に至らない死体と理解される。

しかし、漢語の「骨」には、肉体の中心である骨・心の意は認められるものの、屍の意の例は通例でない。もつとも、「骨」が死者の意を担う例として、

陛下脱仰尋ニ堯舜之軌二者、則功不レ盈百万⁽¹³⁾、費亦不レ過三千計⁽¹⁴⁾、下無ニ怨骨⁽¹⁵⁾、上無ニ怨人⁽¹⁶⁾

が挙げられる。両親の墓を盛大に造営した劉曜への諫言に見られる「怨骨」は、下の「怨人」と対を成し、怨恨を抱く死者の意を表す。だが、「下無ニ怨骨」の「下」が地下を指すことから、この「骨」には、依然として地中の遺骨の表象が伴う。⁽¹⁷⁾この文脈において、「骨」は地中の遺骨が具象性を捨象した結果、死者一般の意を担つたと考えられるであろう。「骨」は、死者一般を表す点で「屍」の字に通ずる面が存するが、しかし、基本的に遺骨を指すのであり、屍の意は一般に認め難い。

だとすれば、ここで改めて、『古事記』の「骨」の字の性格が問題となろう。『古事記伝』は、応神天皇の段の記事にある「骨」が屍の意に通ずる理由を、「もと屍の年を経て、骨⁽¹⁸⁾のかぎりになれるを云るより出たるなるべし」（伝三十三・六十六葉、割注）と推測する。

宣長の鋭さは、屍と遺骨とを区別しながらも、連續した意味を包含すると理解した点にある。しかしながら、屍の最終的な形態としての遺骨に着目した字義の認定は、屍から遺骨への実体に即した変化を遡行する方向でなされるために、なお臆測の域を出ていないであろう。近時では、二つの段の「骨」をすべて屍の意とし、「骸」の省文の可能性を打ち出した『日本思想大系 古事記』の見解が注目される。だが、「骨」の全例が屍の意であるか否かに関しては、なお考究される必要があるう。

右の二つの段の「骨」は、屍か遺骨かを問わないものであれば、まずは、それらの概念を包摶するところの死体として解し得る。とはいえ、顯宗天皇の段の記事にある「骨」のすべてを、応神天皇の段の「骨」のように、屍の意と見ることは難しい。この記事では、姫が顯宗天皇に、「王子御骨所レ埋者、專吾能知。亦以ニ其御歯可レ知」と述べており、姫の言は、市辺王の死体が歯の様子でしか認識できないような白骨化した状態にあることを暗示する。これについては、次に掲げる『日本書紀』の対応記事が参考となろう。

有ニ「老嫗」、進曰、置目知ニ御骨埋處。請以奉レ示。於レ是天皇与ニ皇太子億計ニ、將ニ老嫗婦ニ、幸ニ于近江国来田綿蚊屋野中ニ掘出而見、果如ニ婦語ニ。臨レ穴哀号、言深更慟。自レ古以来、莫ニ如斯酷ニ。仲子之戸交ニ横御骨ニ、莫ニ能別者ニ。爰有ニ磐坂皇子之乳母ニ。奏曰、仲子者上歯墮落。以レ斯可レ別。於レ是雖下由ニ乳母ニ、相判別觸體上、而竟難レ別ニ四支諸骨。

右の記事には、市辺押磐皇子の遺体に佐伯部仲子の遺体が重なつていたために区別でき

（顯宗天皇元年二月）

すにいたが、皇子の乳母が、仲子の上歯の無いことを知つており、二者の觸體のみ區別で
きた由が記されている。『古事記』の記事とは、仲子、乳母が登場し、乳母が仲子の歯の
様子を知つていた点で、内容を異にする。しかし、歯の様子で識別する点は一致しており、
『古事記』においても、市辺王が白骨に化していたからこそ、姫の知識が功を奏したと捉
えるべきであろう。顯宗天皇が探し求めた市辺王の「骨」は遺骨であつたのであり、した
がつて、「即獲ニ御骨」、「然後持ト上其御骨一也」の「骨」は、話の上からは遺骨を意味し
たと考えられる。⁽¹⁵⁾

上述のように、「骨」が、かたや屍を、かたや遺骨を意味する現象には、「骨」の訓「カ
バネ」が関係するのではないかろうか。つまり、漢語「骨」の字義においてではなく、和語「カ
バネ」の意味領域において、屍と遺骨とが意味的に連続していくと推定される。『時代別
国語大辞典 上代篇』の「かばね」の項には「遺骨をいうこともあつたらしい」とあり、
宮地敦子『身心語彙の史的研究』（五八頁）も同様の見解を示している。⁽¹⁶⁾ かく把握するな
らば、『古事記』の「骨」は、屍から遺骨まで連續した意味を包含する和語「カバネ」と
の結合によつて成つた字であると考へて差支えあるまい。その連續は、『古事記』成立時
にもなお存したと見るべきであるが、しかし、表記される和語に引き寄せられた字が狹義
の正訓字としての用法を持つ点では、「控」「塩」などと変らない。「骨」は、一様に屍の
意を担うのではなく、双方の用法を有すると理解することにより、個々の文脈に即した解
釈を可能にするといえるであろう。

注

(1) 中唐の廬綸の詩題には、「宴席賦得二姚美人搦^レ筝歌」(『文苑英華』卷三百三十四)と「搦^レ筝」の例が見える。この「搦」は、手でつまびく意であると考えられる。「搦」は、北宋の丁度らが編した『集韻』の引く『廣雅』に「拘也」とあり、同様の意の例として「經^ニ略^レ行」時冠暫^ニ、佩^ニ筝^レ管^ニ後帶頻搦」(晚唐・陸龜蒙『新夏東郊間泛有^レ懷^ニ龍美^ニ』『唐甫里先生文集』卷九)の「搦」が挙げられる。「搦」の原義が、手でつかむの意であると解するにしても、弓を引く意が原義であると考えられる「控」との間に意味の差が存する。実際の例を検出し難いという点も勘案するならば、漢語において、「控」に琴を演奏する意を認めることはできないであろう。

(2) 最近では、山口佳紀氏『古事記の表記と訓読』(第四章)が、単純に借訓と決定することの困難な例として、「歌垣」「痛手」「浪穗」などを取り上げ、考察する。

(3) 「塩」は『說文解字』に「鹵也。天生曰鹵、人生曰鹽」——玄應撰『一切經音義』(卷二)によつて改めた『說文解字注』に拠る。ただし、『說文解字注』は、經韻樓本、『皇清經解』所収本ともに卷三とするが、当卷には見当たらぬ。馮桂芬『說文解字段注考正』によつて卷二に改めた一とあり、人造鹽の意とする。原本系『玉篇』佚文には、「煮^ニ海水^ニ為^レ鹽」(慧琳撰『一切經音義』第六十一卷。岡井慎吾『玉篇の研究』所収『玉篇佚文』609。馬渢和夫氏『玉篇佚文補正』1099、『東京文理科大学

国語国文学会紀要』第三号)とあり、さらに製造法、品質の差についても言及する。

なお、北宋の陳彭年らが編んだ『廣韻』は、「以レ塩醃也」と塩漬けする意に解するが、かような意の例として、早く、「屑ニ桂与レ薑、以酒ニ諸上ニ而塩レ之乾而食レ之」

(『礼記』内則第十二)の「塩」が微せられる。

(4) 塩浜以前の採鹹法は、一般に藻塩による方法が想定されている(渡辺則文氏「藻塩から塩浜へ—上代塩業史の一齣—」、「ヒストリア」第三号)。また、塩浜を利用した採取法の成立の時期については、奈良時代末期(渡辺則文氏前掲論文)、八世紀(近藤義郎・渡辺則文氏「製塩技術とその時代的特質」、『日本の考古学VI 歴史時代(上)』河出書房新社)、六世紀末、ないし七世紀初葉(中葉(近藤義郎氏『土器製塩の研究』第四章))と、説に差が見られる。

(5) 漢文における和語の表記に関しては、川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探求 文字』社会思想社)参照。なお、『古事記』にも、正格の漢文で書かれた箇所が中巻・下巻を中心に散在しており、そこでの表記の姿勢も同様に理解できよう。正格の漢文で用いられる字における和語の表記と「控」「塩」といった字をも含めた正訓字におけるそれとの差は、撰録者の表記する姿勢の揺れを意味する。だが、この揺れは、訓読の作業を伴つてなされていったであろう撰録において、方針として許容されていたものと推測される。

(6)『日本書紀』におけるかのような表記については、榎本福寿氏「日本書紀の敬語——『奉』

をめぐつて」、「佛教大學研究紀要」通卷第68号）参照。

(7) 先に挙げた「佐和佐和邇控。依騰而」（上巻・大国主神國避の段）の「控」、および、「取ニ其河石ニ含レ塩。而」（中巻・応神天皇）の「塩」などが、本来的な字義に沿つた用法といえよう。

(8) 「瀬」は、『説文解字』に「水流ニ沙上ニ也」とある。同様の訓詁は、慧琳撰『一切經音義』（巻五十二）所引の、晉の呂忱撰『字林』、『史記』（巻百十三・南越列伝）の「故帰義越侯二人為ニ戈船下厲將軍ニ」の「厲」について、宋の裴駰『史記集解』の引く應劭注にも見える。この「瀬」は、浅い水の流れの意。一方、晉の左思『吳都賦』（『文選』巻五）の「百川派別歸レ海而會。控レ清引レ濁混レ濤并レ瀬」について、劉逵注の引く、晉の李彤撰『字說』に「瀬、急湍也」、『漢書』（巻八十七・揚雄伝上）の「終回ニ復於旧都ニ兮何必湘淵与ニ濤瀬。」の顏師古注に「瀬、急流也」とある。

(9) 『古事記』では、大国主命が兄弟の八十神を追放する件に、「故、持ニ其大刀・弓・追ニ避八十神」之時、每ニ坂御尾・追伏、每ニ河瀬・追撥而始作レ国」（上巻・根堅洲国の段）とある。ここに見える「坂御尾」「河瀬」については、『日本古典全書 古事記』、尾崎暢殃氏『古事記全講』が、居住地域の境界としての機能を認める。『古事記』黄泉国の段に対応する『日本書紀』の記事には、「一云、伊弉諾尊、乃向ニ大樹・放殿。此即化ニ成巨川」。泉津日狹女、将レ渡ニ其水之間、伊弉諾尊、已至ニ泉津平坂」（第

六の一書）とあり、黄泉ひら坂と水流とは無縁の関係ではない。あるいは、「苦瀬」も、黄泉ひら坂とともに、説話的な機能として、境界を表しているのではないかと考えられる。

(10) 「ヨム」と同様、数える意を表す語として「カゾフ」がある。『万葉集』には、「出でて行きし日を可俗カソ開ヘつつ今日今日と我アを待たすらむ父母ハムらはも一云母ムがかなしき」(卷五・八九〇、山上憶良)、また、「……我が寝る夜カノハムらを 読みあへむかも」の歌(卷十三・三二七四)の反歌に、「ひとり寝る夜を 竽カノハム」と思へども恋のしげきに心どもなし」(三二七五)と、日や夜を数える意の「カゾフ」の例を見る。これらの「カゾフ」の意味領域は、「ヨム」のそれに大きく重なると理解されよう。だが、「カゾフ」には、「……奉る 御調宝ムタキは 可蘇倍得カソヘツず 尽しもかねつ……」(卷十八・四〇九四、大伴家持)のように、対象の数を把握することに意味の重点が置かれる例もある。両者は、一方で、類義の関係にありつつも、かような「カゾフ」と、声に出して数える行為を表す場合の多い「ヨム」との間には、意味的な差異も存したであろうと推測される。

(11) 『説文解字注』は「籀トウレ書也」と訂し、書物の内容を理解する意とする。

(12) ただし、『古事記伝』は、応神天皇の段の例文の「然後持上其御骨ヒメコ也」を、すでに御陵を作ったのであるから理解し難いとして、訓を付していない。

(13) 「骨」は、『説文解字』に「肉之覈也」、原本系『玉篇』佚文にも「肉之核也」(『倭

名類聚抄（十巻本）』卷二。岡井慎吾『玉篇の研究』所収「玉篇佚文」390。「玉篇佚文補正」453）とあり、肉体の中心を意味する。肉体の中心の意から転じて、心をも意味したことは、「使二人^{ヲシテ}意奪神駭心折骨驚^{ハシク}」（梁・江淹『別賦』、『文選』卷十六）の李善注「亦互文也」からも知られる。また、「氣骨」「奇骨」と熟した形で、人の品格をも表す。

(14) 類例として、「夫葬也者、藏也。欲二人之不^レ得^レ見也。骨無^ニ痛痒之知^ニ家非^ニ棲神之宅」（『三国志』魏書・卷二・文帝紀）が挙げられる。この「骨」は、死者の意を担うとも解せるが、下に「家」とあり、遺骨の意味合いを色濃く留めているといえよう。

(15) 「然後持^ヒ上其御骨^一也」の「御骨」については、『古事記註釈』が「然後」に時間の経過を認め、遺骨の意に解している。

(16) 図書寮本『日本書紀』（永治二年加点）に、「仲子之^{カハキ}戸^{タマシハリ}交^ミ横御^{カハキ}骨^一莫^ニ能^{ワク}別者^ニ」（顯宗天皇元年二月）と「骨」に「カバネ」の訓が付されていることも参考になる。

第二節 『万葉集』における和化された字義を担う字

一 和化された字義を担う字の用法

前節では、『古事記』を中心に、付された和訓を契機にして漢語にない字義を担うに至つた和化された字義を担う字の用法について検討を試みた。先述したように、和化された字義を担う字は、『古事記』のみならず、『万葉集』においても使用されており、鹹水・潮水の意の「塩」^{シホ}、数える意の「読」^{ヨム}を指摘し得る。「塩」「読」は両書に亘つて見える和化された字義を担う字であるが、もとより、『古事記』には見えず、『万葉集』にのみ見える和化された字義を担う字も少なからず存する。その一例として、

命を幸く良けむと石走る垂水の水を結^{ムスブ} 飲みつ

(卷七・一一四二)
(卷十一・二七〇六)

泊瀬川速み早瀬を結^{ムスブ} 上げて飽かずや妹と問ひし君はも

の「結」^{ムスブ} が挙げられよう。右の二首の「結」は、一般に、両手で水を掬う意に解される。第一例は、「垂水の水」が手で掬う行為の対象であり、第二例では、「早瀬」に、手で掬う行為の対象となる水が含意されている。『万葉集』において、手で掬う意の「ムスブ」の動作の対象は、

白玉の五百つ集ひを手に牟須妣^{ムスビ}おこせむ海人はむがしくもあるか

(卷十八・四一〇五、大伴家持)

のようには「白玉」である場合も存する。「ムスブ」の対象は、水に限定されず、手で掬うことが可能な事物一般であつたと理解してよいであろう。対して、漢語の「結」は、『説文解字』に、「締也」、『廣雅』（釈詁）に「続也」とあり、つなぐ、ゆわえる、の意を有する。また、

結レ根竦レ本、垂條婢媛

（後漢・張衡「南都賦」、『文選』卷四）

の「結」について、李善は、「結猶レ同也」と解する。かような漢語の「結」の字義に鑑みるならば、

淡路の野島の崎の浜風に妹が結^{ムスビシ}紐吹き返す

（卷三・二五一、柿本人麻呂）

岩代の岸の松が枝将^{ムスビケム}レ結人はかへりてまた見けむかも（巻二・一四三、長意吉麻呂）の「結」などは、本来的な字義に沿つた表記であるといえよう。だが、漢語の「結」には、手で掬う意の用法は検出し難い。「ムスブ」は、手で掬う意とともに、右に挙げたような、ゆわえる、つなぐ、の意をも有しており、両者は語源的には同一のものであつたと推察される。これらの用法は、「はなればなれになつたものをまとめて一つにする」（『時代別国語大辞典 上代編』「むすぶ」の項）と推測されるようない「ムスブ」の原義から派生した用法と看取される。和語「ムスブ」の意味範囲を叙上のように捉え得るならば、手で掬う意の「結」は、和語「ムスブ」の意味範囲の広さによつて成立した和化された字義を担う字と位置付けし得る。

『万葉集』に見える和化された字義を担う字には、手で掬う意の「結」の他にも、

……音のみも 名のみも絶えず 天地の いや遠長く 倦ひ行かむ……

我が聞きし耳によく似る葦のうれの足ひく我が背つとめたぶべし

(卷二・一九六、柿本人麻呂)

の、評判、噂の意の「音」、風聞の意の「耳」などが挙げられる。漢語の「音」は、『説文解字』に、

声也。生ニ於心一、有レ節ニ於外一謂ニ之音^一。宮商角徵羽、声也、絲竹金石草木、音也とあり、「音」を「声」の意としつつも、「音」「声」の字義の差について言及しており、自然の音を「音」、音程を有する音を「声」と解する^二。また、「音」には、

青青子衿、悠悠我心、縱我不レ住、子寧不レ嗣レ音。
(『毛詩』鄭風、子衿)

のよう、音信の意で用いられる例が早くから見え、六朝期においても、

遊子眇ニ天末一還期不レ可レ尋、驚飄颻ニ反信一、帰雲難レ寄レ音。

(晋・陸機『擬古詩十二首』、擬ニ行行重行行)、『文選』卷三十

傾レ想遲ニ嘉音^一、果枉ニ濟江篇^一

(宋・謝靈運『酬ニ從弟惠連二首』、『文選』卷二十五)

などの例が存する。だが、評判、噂の意の「音」は、漢語の用法として通例でない。一方、「耳」は、器官の耳を表すとともに、そこから転じて、次のような動詞化した例も存する。

耳ニ曩者所レ夢曰符^一、計未レ有レ所レ定^一
(『漢書』卷九十七上、孝景王皇后伝)

右の「耳」について、顏師古は、「耳、常聴聞而記レ之」と施注する。漢語の「耳」には、このように、耳にしたことを中心留めるという意は認められるけれども、『万葉集』に見られるような風聞の意の用法は検出し難い。評判、噂の意の「音」、風聞の意の「耳」も、手で掬う意の「結」と同じく、それぞれ和語「オト」「ミミ」の意味範囲の広さによつて成立した和化された字義を担う字であると考えられる。

『万葉集』における和化された字義を担う字を通覧してみると、『古事記』と同様、その多くに狭義の正訓字としての用法が見られる点が注意されよう。ゆわえる意の「結」には、先に見たように狭義の正訓字としての用法が存し、また、「音」「耳」についても、ますらをの鞆の音すなりものふの大おほ臣まつ楯立つきつらしも（卷一・七六、元明天皇）
……我が角はみ笠のはやし 我が耳はみ墨くろ塙 我が目らはますみの鏡……

（卷十六・三八八五）

の「音」「耳」など、本来的な字義に沿つた狭義の正訓字が存する。和語の意味範囲の広さによつて成立した点、および、和化された字義を担う字のみならず狭義の正訓字も併用される場合が多いという点で、『万葉集』の和化された字義を担う字は、『古事記』のそれと性質を同じくすると見て差し支えなかろう。その同質性は、『万葉集』の和化された字義を担う字全体に認められるが、しかし、『万葉集』に見える和化された字義を担う字の中には、如上の性質を担いつつも、『古事記』のそれには見られない様相を呈する例も存する。以下、これらの字について検討を加え、かような様相を呈する要因について考察

を行いたい。

二 字義の転化の様相

『古事記』に見える和化された字義を担う字は、琴を演奏する意の「控」、潮水の意の「塩」、数える意の「読」などのように、具体的な行為や事物を指すのが一般的である。『万葉集』においても、同様の傾向が認められるが、しかし、中には、具体的な行為や事物を指す狭義の正訓字に対して、和化された字義を担う字が心情表現を表す用法も見受けられる。

あさもよし紀人乏トモシも真土山行き來と見らむ紀人ともしも
（卷一・五五、調淡海）

島隠り我が漕ぎ来ればトモシかも大和へ上るま熊野の船
（卷六・九四四、山部赤人）

右の二例の「トモシ」は、一般に羨ましいの意に解されている。「あさもよし」の歌では、行き来する度に真土山を見ることができ、「紀人」に対して、「島隠り」の歌では、大和へ上つていく「ま熊野の船」に対して、「トモシ」と詠まれる。右の歌においては、自分が望みつつも行うことの不可能な行為が他者によつて行われることに対して、「トモシ」が用いられているが、

見まく欲り来しくも著く吉野川音のさやけき見るに友トモシク
（卷九・一七二四）

のよう、「トモシ」が景物に対して心引かれる意で用いられる場合も存する。いざれに

しても、「トモシ」は、対象に向けられた心情を表している。だが、漢語の「乏」には、この「トモシ」に相当する用法は微し難い。「乏」は、『説文解字』に、「春秋伝曰、不レ正則乏」とあり、『説文解字注』は、「此説字形、而義在二其中一矣、不レ正則為ニ匱乏」、二字相郷也」と施注し、不正の意から乏しいの意へと転化したと捉える。また、『切韻』（裴務齋正字本刊）には、「房法反、匱也」とあり、その意の例として、

孟嘗君使三人給其食用、無レ使レ乏。

士無レ所レ演、民乏ニ財用一、不レ亡何待

（『戦国策』齊策四）
（『史記』卷四、周本紀）

などの「乏」が挙げられる。上述のような漢語の用法に鑑みるならば、『万葉集』の

倉橋の山を高みか夜隠りに出で来る月の光乏寸

（卷三・二九〇、間人大浦）

海山も隔たらなくに何しかも目言をだにもここだ乏寸

（卷四・六八九、大伴坂上郎女）

などの「乏」は、本来的な字義に沿つた用法といえよう。羨ましい意の「乏」も、和語「トモシ」の意味範囲の広さに起因した和化された字義を担う字であると考えられる。すなわち、対象の量的な少なさの判断から心的状態の表現まで幅のある意味範囲を有する「トモシ」に「乏」の字が結合した結果成った字であるといえよう。羨ましい意の「乏」においては、本来的な字義が心的状態を表しておらず、和語「トモシ」と結合することによって心的状態を表すに至つたと考えられるが、かような字義の転化は、『古事記』の和化された字義を担う字には見出し難い。

羨ましい意の「トモシ」と同様の字義の転化が認められる例としては、

彦星は 織タチバタツメ 女と 天地の 別れし時ゆ いなむしろ 川に向立オモリ思空 安け
なくに 嘆空 安けなくに……
（卷八・一五二〇、山上憶良）
たもとほり行簾の里に妹を置きて心空ソラなり地ジは踏めども
（卷十一・二五四二）
などの「空」が挙げられる。第一例の「空」は不安な心地の意を表し、第二例の「空」は、心が不安で落ち着かないさまを表すが、漢語の「空」には、如上の用法を検出し難い。

方、和語「ソラ」には、

さ夜中と夜は更けぬらし雁が音の聞こゆる空ソラを月渡る見ゆ

（卷九・一七〇一、柿本人麻呂歌集）

こと降らば袖さへ濡れて通るべく降らなむ雪の空ソラに消につつ
（卷十・二三一七）
などの例が存し、空中、天空の意から、不安な心地、心が不安で落ち着かないさまの意まで幅のある意を有する。不安な心地、または、心が不安で落ち着かないさまを表す「空」も、和語「ソラ」の意味範囲の広さに起因した和化された字義を担う字であると看取される。

本来的な字義から和化された字義への転化の様相という点において、『万葉集』の和化された字義を担う字は、『古事記』のそれに比して、用法に広がりが認められる。そこには、『古事記』『万葉集』で使用される語彙の量的な差が関係していると考えられるが、「空」について言えば、さらに、表記される和語の表現性も関与していたと推察される。『万葉

集』に見える「空」の例のうち、不安な心地の意を表す「空」は、先掲山上憶良の長歌の他に、

遠妻の ここにしあらねば 玉梓の 道をた遠み 思空^{オモツ} 安けなくに 嘆虛^{ナグク} 苦しきものを……

……あしひきの 山のたをりに 立つ雲を 外のみ見つつ 嘆蘇良^{ナグクソラ} 安けなくに 念蘇良^{ナグクソラ} 苦しきものを……

などが存する。いずれの歌も、「思ふそら」「嘆くそら」の五音句の表現が「安けなくに」「苦しきものを」といった表現を伴つて対句をなしており、表現として固定化している。また、心が不安であるさまを表す「空」も、

我妹子が夜戸出の姿見てしより心空なり地は踏めども

(卷十二・二九五〇)

立ちて居てたどきも知らず我が心天津空なり地は踏めども

(卷十二・二八八七)

のように、先掲の「たもとほり行窓の里に妹を置きて心空なり地は踏めども」(卷十一・二五四一)の類歌となつてゐる点が留意される。このように、歌の表現として固定化した用法であることが、『古事記』の和化された字義を担う字に見出し難い性質を生じさせた要因の一つであると考えてよいであろう。

三 他の正訓字との併用

『古事記』においては、和化された字義を担う字によつて表される和語が他の狭義の正訓字によつて表記される例は一般的でない。鹹水・潮水の意の「シホ」、数える意の「ヨム」は、『古事記』では、もつばら「塙」「読」の字によつて表記されている。だが、『万葉集』では、鹹水・潮水の意の「シホ」は、「夕さらば塩満ち来なむ」（卷二・一二一、夕削皇子）、「塩干なば玉藻刈りつめ」（卷三・三六〇、山部赤人）など、「塙」の字によつて表記されるとともに、「潮もかなひぬ今は漕ぎ出でな」（卷一・八、額田王）、「沖は深けむ潮は干ぬとも」（卷七・一三八六）などのように、本来的な字義に沿つた「潮」の字によつても表記される。数える意の「ヨム」も、「我が寝る夜らを 読もあへむかも」（卷十三・三二七四）、「白たへの袖解き交へて帰り来む月日を 数て行きて来ましを」（卷四・五一〇、丹比笠麻呂）などのように、和化された字義を担う字「読」と本来的な字義に沿つた狭義の正訓字「数」とが併用される。『万葉集』においては、その他に、和化された字義を担う字と本来的な字義に沿つた狭義の正訓字とが併用されている語として、停泊する意の「ハツ」が挙げられよう。停泊する意の「ハツ」は、

かからむとかねて知りせば大御船泊しとまりに標結はましを（卷二・一五一、額田王）
我が船は比良の湊に漕ぎ将レ泊沖へな離りさ夜更けにけり（卷三・二七四、高市黒人）
などのように「泊」の字で表記されるとともに、

大御船竟てさもらふ高島の三尾の勝野の渚し思ほゆ
天の川水さへに照る船竟て船なる人は妹に見えきや

（卷七・一一七二）
（卷十・一九九六）

船ハサ尽ハサてかし振り立てていほりせむ名古江の浜邊過ぎかてぬかも　（卷七・一一九〇）
など「竟」「尽」の字によつても表記される。

「泊」は、原本系『玉篇』佚文に「今謂舟止於岸曰泊」（慧琳撰『一切經音義』卷十三、「玉篇佚文」二〇六、「玉篇佚文補正」一四〇）とあり、かような意の用法として、

武昌土地、（中略）非王都安レ國養レ民之処、船泊則沈漂、陵居則峻危

（『三国志』吳書、卷六十一、陸凱伝）

周鎮罷ニ臨川郡還レ都、未及ニ上住一泊ニ青溪渚、王丞相往看レ之。時夏月、暴雨卒至。舫至狭小而又大漏

（『世說新語』德行第一）

などが挙げられる。『万葉集』の、停泊する意の「泊」は、本来的な字義に沿つた狭義の正訓字と位置付けし得る。対して、漢語の「竟」には、停泊する意の例は通例でない。「竟」は、『説文解字』に「樂曲盡為レ竟」と見え、『説文解字注』は、「曲之所レ止也、引ニ伸之ニ、凡事之所レ止、土地之所レ止、皆曰レ竟」と解する。また、『廣雅』（釈詁）には、「窮也」とあり、原本系『玉篇』は、

羈慶反。毛詩、讚始竟背、箋云、竟、終也。方言、竟、亘也。（中略）説文、樂曲竟也、廣雅、竟、窮也

と、『毛詩』（大雅、瞻仰）の鄭玄注、および『方言』『説文解字』『廣雅』の訓詁を引く。「竟」には、また、年が終わる意を表す用法も存し、その例として、

及レ見怪、歲竟、此両家常折レ券棄レ責
（『漢書』卷一上、高帝紀上）

の「竟」が挙げられる。この用法に鑑みるならば、『万葉集』の、あらため歳は竟ハツレどしきたへの袖交へし児を忘れて思へや

(卷十一・二四一〇、柿本人麻呂歌集)

の「竟」は、本来的な字義に沿つた狭義の正訓字と考えられるが、停泊する意の「竟」は、和語「ハツ」の意味範囲の広さに起因する和化された字義を担う字と位置付けられる。「尽」も、「竟」と同様に、停泊する意は通例でなく、和化された字義を担う字と看做して差し支えなかろう。

「潮」と「鹽」、「数」と「読」、「泊」と「竟」「尽」、といった狭義の正訓字と和化された字義を担う字との併用については、それが和化された字義と本来的な字義との齟齬に対する意識の反映であると解することも可能であろう。だが、ここで、一語に対して二種以上の訓字表記が一般的であるという『万葉集』の表記の傾向を看過することはできない。

『万葉集』において、同一の語が異なつた正訓字で表記される例は、「旦アサ往鹿乃ユクシガノ」(卷八・一六一三、賀茂女王)、「朝伏小野之アサフスヨノノ」(卷十・二二六七)の「旦アサ」「朝アサ」、「花咲尔家里ハナサキニケリ」(卷八・一五〇七、大伴家持)、「花開二家里ハナサキニケリ」(卷八・一六四九、同上)の「咲サク」「開サク」など、枚挙にいとまがない。和化された字義を担う字と狭義の正訓字という差は存するもの、両者の併用は、『万葉集』の訓字表記のありようによつたものと解するのが穩やかである。一方、『古事記』においては、一語に対しても、一つの正訓字が対応する場合が多く、また、一語に複数の正訓字が存する場合、その正訓字は使い分けがなされる傾向にあ

る⁽¹⁾。『古事記』における「塙」「讃」などの和化された字義を担う字のみの使用も、その傾向の中で捉えることができよう。かような『古事記』『万葉集』における和化された字義を担う字の使用の差は、全体的に見るならば、両書における正訓字を使用するにあたつての表記意識の差に起因すると考えられる。

注

(1)『説文解字注』は、「声生ニ於心ニ有レ節ニ於外ニ謂ニ之音」とし、「十一字一句、各本声下字衍也」と注を付しているが、本論文では、諸本に拠る。

(2)「音」と「声」の差異については、原本系『玉篇』も言及し、

野王案、直出ニ於響一曰レ声、以レ声相韻曰レ音。故樂記曰、情動ニ於中ニ而形ニ於声一成レ文、謂ニ之音一

とある。『説文解字』の解釈と異なり、音響一般を「声」とし、そのうち音律を有するものを「音」と解する。

(3)「空」は『説文解字』に「竅也」とあり、『説文解字注』は、「今俗語所謂孔也」と解する。『爾雅』(釋詁)は「尽也」とし、同様の訓詁に、「小東大東、杼柚其空」(『毛詩』小雅、大東)の毛傳「空、尽也」が見える。また、「空」には、空中、天空の意があり、かような意の例として、「乘レ空如レ履レ実、寢レ虛若レ牀」(『列子』黄帝第二)の「空」などが挙げられる。

(4) この点に関しては、小林芳規氏「古事記音訓表（上）（下）」、「文学」第四十七卷第八号、第十一号）、ならびに、序章第一節注¹⁰の研究文献を参照。

第三節 和化された字義を担う字の成立

和語を表記するための漢字の訓義の利用は、本邦に漢字が将来された後、継続的に行われた漢字導入の行為の一つであり、その行為の基底には、一般に、本来的な字義に沿つた和語の追求があつた。ここにおいて、かような追求を正当とする見地に立つならば、琴を演奏する意の「控」^{ヒク}や鹹水・潮水の意の「鹽」^{シホ}が、和語の比定を誤った結果として存在することを認めないわけにはいかない。だが、その成立と展開に目を向けてみると、これらの字が、和語の比定の誤りを現出させたと解することもできよう。

字訓字の成立の過程、すなわち、漢字を和語で理解する要求が、本来的な字義に意味的に対応する和語を求めるに至るまでの過程は、漢字が单字であるか熟字であるかといった相違、和語の分節化の度合い、字義に対する和語の対応の定着度、およびその対応の妥当性の程度などによつて個別化される。しかし、基本的に、字訓字における和訓と本来的な字義との対応関係は、形態的かつ意味的に一つの単位として看做される「語」の段階での、字義の抽出化を受け得る後者への前者の対応と見てよからう。正訓字は、一般に、表記者が如上の過程を経て成つた字訓字を利用する傾向の上に成り立つ。ここでは、字訓字内部の、和訓と字義との対応関係は、さらにその関係 자체が、表記される和語に対応することにより内在化され、その結果、和訓は二重の対応関係に属する。「控」や「鹽」といった字が使用されるに至る過程には、かような性格を持つ和訓の意味範囲の転化が含まれるの

である。

かくして成立した和化された字義を担う字の中には、「鹽」^{シソ}のように慣用化していた字も存する。この慣用化に関しては、表記される和語の語義と本来的な字義との関係が、なお留意されよう。和語の語義の分化・転化、および本来的な字義に対する理解の浸透は、和訓の属する二重の対応関係を変化せしめる要因ともなる。にもかかわらず、和訓が以前の対応関係内にあるならば、和語の語義と本来的な字義との関係は、借訓字のそれと現象的に何ら異なる。そこには、和化された字義と本来的な字義との齟齬に対する意識が生じる余地も存したであろう。実際、『万葉集』には、本来的な字義との齟齬に対する意識が反映されていると覺しき例が見える。

飼飯^{フウ}の海^{ミズ}の庭^{マツコ}良くあらし刈り薦^{ハタハタ}の乱れて出づ見ゆ海人の釣船

(卷三・二五六、柿本人麻呂)

庭^{マツコ}清み沖辺漕ぎ出づる海人船の棍取る間なき恋もするかも
(卷十一・二七四六)

第一例は、結句に「海人の釣船」が、また、第二例は第三句に「海人船」と詠まれており、「ニハ」は、漁労作業の場としての海面を指すと解される。一方、漢語の「庭」には、かような海面を指す用法は通例でない。^(一)「ニハ」は、元来、「何かをするための、一定の限定された場所」(『時代別国語大辞典 上代編』「には」の項)を指したと考えられ、右の海面の意の「庭」は、和語「ニハ」の意味領域の広さに起因する和化された字義を担う字と位置付けし得る。だが、ここで注意されるのは、訓字主体表記卷(卷一～卷四、卷六

（卷十三、卷十六、卷十九）において、海面の意の「ニハ」が、

……潮さゐの 波を恐み 淡路島 磯隠り居て いつしかも この夜の明けむと さ
もらふに 眠の寝かてねば ニハ滝の上の 浅野の雉 明けぬとし 立ち騒くし いざ子
ども あへて漕ぎ出む 尔波も静けし

（卷三・三八八）

のように、借音字によつても表記されていることであろう。訓字主体表記卷において借音字によつて表記される語は、訓字表記が困難な語が多いという緩やかな傾向が窺える。^{（二）}もとより、訓字主体表記卷において、訓字表記の存する語が借音字によつて表記される例も少なくないが、庭園の意の「ニハ」が訓字主体表記卷でこそつて狭義の正訓字「庭」によつて表記されている点は、看過し得ない。当面例における「ニハ」の借音字による表記には、「庭」の本来的な字義と「ニハ」の意味範囲との齟齬に対する意識の反映が認められるのではないか。ただし、海面の意の「ニハ」が和化された字義を担う字「庭」によつて表記されていることをも考慮するならば、齟齬に対する意識は、なお萌芽の段階にあつたと考えられる。

このように、本来的な字義と和化された字義との齟齬に対する意識が萌芽として認められる例も存するが、『古事記』『万葉集』の和化された字義を担う字を通覧してみるとならば、かような齟齬に対する意識を、その全体に認めることは難しい。『古事記伝』が述べる「名も同じければ」という「潮」^{シホ}「塩」^{シホ}の相通の理由は、和語の語義の分化・転化を前提とする限りにおいて、肯綮にあたつてゐる。とはいへ、鹹水・潮水の意の「塩」^{シホ}を借訓

字として位置付ける見解が妥当性を有するとすれば、それは、慣用を否定し、新たな用字を確立した文字社会内の規範性に依拠した場合である。和語の語義の分化・転化と文字の慣用の否定とは、同一の次元で見るべきであるまい。『古事記』『万葉集』の和化された字義を担う字は、総体的には、いまだ慣用を否定する段階に至らないと見て取れよう。

「控」や「塩」といった表記される和語に引き寄せられて成った字義を認定するためには、和語の語義と本来的な字義とのそれぞれの展開を踏まえた比較が有効である。その比較は、和化された字義を担う字と結果的に理解される字や、借訓字とされてきた字を再検討するためにも役立つ。ただし、数える意の「読」、飛び散る意の「走」など、和語の語義と本来的な字義とが部分的に重なる字も少なくない。狭義の正訓字と和化された字義を担う字とは、字訓字における和訓と表記される和語との意味的な一致、不一致によつて分類し得るが、その差は相対的である。とはいっても、分類の意義はなお失われないであろう。琴を演奏する意の「控」、鹹水・潮水の意の「塩」、手で掬う意の「結」などは、一方で狭義の正訓字としての用法を有しており、この現象への注視は、文脈に即した用字の解釈を可能にする場合もある。

知られるように、本邦の独特的な漢字については、新井白石が『同文通考』(巻四)で、「国字」「国訓」「借用」「誤用」「訛字」「省字」の六項目に分類し、そのうち、「国訓」を、「漢字ノ中、本朝ニテ用ヒキタル義訓、彼國ノ字書ニ見ヘシ所ニ異ナルアリ。今コレヲ定メテ国訓トハ云也」と定義した。文字の現在における使用如何を問わないならば、琴

を演奏する意の「控」^{ヒカ}、鹹水・潮水の意の「塙」^{シホ}などの字は、白石が触れていないものの、右の「国訓」の一部に相当しよう。^(一)「国訓」と呼び得るほどに、これらの字は特殊な領域に属している。だが、少なくとも成立的には、かかる特殊性は稀薄であった。構造としてある、字訓字の正訓字への転換は、実際、和語で訓む行為と和語を記す行為との幾重もの反復を伴つたと思われる。その反復には、訓む要請と記す要請とが、不可分のものとして混融していた。そこには、和語で訓むために字義を理解した字もあつたであろう。そして一方で、和語を記す要請は、漢語にはない、我が国のみに見られる国字を創出する基盤ともなつた。

ある一つの和語を漢字に表記する要請が達成されたとき、そこに至るまでの経緯は、ことさらに顧みられる必要がなくなり、個人の表記意識を越えた文字の歴史に組み込まれた。それは、とりもなおさず、その漢字の文字社会への定着を意味する。この要請は、字訓字を利用して成った正訓字全体が、その内部に有するものである。本章で取り上げた和化された字義を担う字は、字訓字の正訓字への転換において、借訓的な性格が際立つた例であるといえる。

注

(一) 「庭」は、『説文解字』に「宮中也」とあり、『説文解字注』は、「宮者室也、室之中曰レ庭」と、広間の意に解する。また、「甘棠枯ニ於豐草々々、藜棘樹ニ於中庭々々」(前

漢・劉向「九歎」思古、『楚辭』卷十六) の王逸注は「堂下謂之庭」と、堂の前の広場の意に解する。

(2) この点に関しては、稻岡耕二氏「万葉集に於ける音仮名表記普通名詞に就いて」序説として、「卷一・卷二の場合」(「美夫君志」第十号)、井手至氏「万葉集変体漢文表記諸卷における仮名書き語彙の表記法について」(「国語国文」第三十八卷第十号)を参照。

(3) 乾善彦氏「国訓成立のある場合」(「国語学」第159集)は、「同文通考」の定義をもとに、国訓の、その成立から見た分類を試みている。